

日立市建設工事下請契約適正化の手引き

【目的】

公共工事を適正に施工するに当たり下請契約事務手続きについて、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などで定められている事柄を解りやすく整理し、当市の根拠規定として取りまとめる必要がある。

そのため、公共工事の下請契約における当市独自の下請業者の選定基準（市内業者への優先発注など）、提出書類（下請負通知書など）を定めるとともに、下請契約に係る適正な取り扱いの指針となる手引きとして作成する。

この手引きは下請契約を締結する際の、①建設業者の守るべき事項、②適正な施工体制を把握し指導・監督するため、当市の工事担当者が果たすべき役割について必要な事項を定めるものである。

【用語の定義】

「建設業者」	建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
「建設業を営む者」	建設業者及び許可を受けずに建設業を営む業者をいう。
「下請契約」	建設業を営む者が、建設工事を他の者から請け負い、当該建設工事について他の建設業を営む者に請け負わせる場合に締結する請負契約をいう。
「直接請負人」	市から直接工事を請け負った元請人をいう。
「発注者」	建設工事の最初の注文者をいう。
「元請負人」	下請契約における注文者で建設業を営む者をいう。
「下請負人」	下請契約における請負人（建設業を営む者）をいう。

第1章 建設業者の守るべき事項

1 適正な下請業者の選定

(1) 下請契約締結の制限

ア 特定建設業の許可を必要とする下請契約

特定建設業の許可を受けた者でなければ、下請契約に係る下請代金の額（その工事に係わる下請契約が2以上あるときは下請代金の額の総額）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となる下請契約を締結してはならない。（建設業法第16条）

イ 建設業の許可を必要とする下請契約

工事1件の請負代金の額が500万円以上となる建設工事を下請に付する場合は、当該下請工事に対応する業種区分の建設業の許可を受けた者でなければならない。(建設業法第3条第1項、施行令第1条の2)

ウ 指名停止業者等との下請契約

営業を禁止され、あるいは指名停止されている者と下請契約を締結してはならない。

エ 市内業者への優先発注

直接請負人は、工事において下請契約を締結するときは市内業者を優先することとする。二次以降の下請契約についても、契約締結の相手方は市内業者を優先することとする。

オ 下請契約の通知

直接請負人は、その請け負った建設工事の一部を下請負人に施工させる場合、下請負人について、市から「下請負通知書(様式第8号)」の提出要求があった場合には、工事担当課に通知しなければならない。

ただし、市外業者を下請負人とする場合には、直接請負人は、市に対して、下請人通知書の欄外の「市外業者下請負人選定理由」を記載するとともに、「同種同様の公共工事の実績書(任意様式)」を提出しなければならない。

カ 下請負人の選任

元請負人は、下請負人の選定に当たっては、原則として次に掲げる①～⑥の事項を満たす者の中から選定しなければならない。

ただし、①に掲げる事項にあっては、直接請負人から書面による通知を受けた場合は、この限りでない。

- ① 市から請け負った工事に係る競争入札又は随意契約の見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加していない者(格付け同ランク、上位等級業者及び共同企業体の構成員として参加した者を含む。)であること。
- ② 市内に本社又は主たる営業所を有する者であること。

- ③ 下請契約を締結して施工しようとする工事（以下「下請工事」という。）が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）第1条の2に規定する軽微な建設工事以外の建設工事である場合は、当該下請工事の施工に必要な建設業法第3条第2項に定める建設工事の種類ごとに同条第1項の許可を有している者であること。
- ④ 建設業法第28条第3項もしくは第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、又は建設業法第29条の4の規定により営業を禁止されていない者であること。
- ⑤ 日立市建設工事の入札参加に関する規程（以下「入札参加に関する規程」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険をいう。以下同じ。）加入している者又は社会保険の保険料に未納がない者であること。（なお、法令等に基づき適用を除外されている建設業者を除く。）。

（2）適正な評価に基づく下請負人の選定

元請負人は、下請負人の選定に当たっては、請け負った建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより

- 施工能力
- 経営管理能力
- 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- 労働福祉の状況
- 関係企業との取引の状況

等を的確に評価するとともに、元請負人は、常日頃から下請させようとする者の工事経歴などについて調査しておき、その中から優良な者を選定する。

この場合においては、少なくとも次の①～⑬に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- ① その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- ② その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- ③ その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。

- ④ その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- ⑤ 過去における工事实績が優良であること。
- ⑥ 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- ⑦ 建設工事を行う工事現場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- ⑧ 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- ⑨ 一つの工事現場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しているものにおいては就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑩ 現に工事の付属寄宿舍に建設労働者が移住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑪ 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- ⑫ 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- ⑬ 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(3) 適正な下請契約の確認

ア 元請負人は、下請工事ごとに、下請工事契約時チェックリスト（様式4）により、適正な下請契約であることを確認しなければならない。

イ 法第24条の7第2項に定める場合のほか、直接請負人以外の元請負人は、下請工事ごとに、同項に規定する再下請負通知（様式2）を、当該下請契約に係る契約書および見積書の写しならびに下請工事契約時チェックリストを添付して、直接請負人に対して提出しなければならない。

ウ 直接請負人は、自らが下請契約を締結したときおよび下請負人が元請負人として下請契約を締結したときは、当該下請契約に係る工事に着手しようとするときまでに、施工体制台帳（様式1）又は再下請負通知書（様式2）の添付書類として、下請工事契約時チェックリスト（直接請負人以外の元請負人が作成したものを含む。）を添付して、工事担当課に提出しなければならない。

2 適正な下請契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の各号を遵守すること。

また、建設工事の内容や工期・工程において変更又は追加の必要が生じた場合についても、これに準じて着工前に適正な契約の締結をおこなうこと。

ア 建設工事に着手しようとするときまでに、建設工事標準下請契約約款(昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定)又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

なお、建設工事の内容又は金額などから見て、建設工事標準下請契約約款のすべての項目について、必ずしも契約の必要がないと認められる場合であっても、最低限、次の①～⑪の内容を明記した書面により契約を締結しなければならない。

(建設業法第 19 条第 1 項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払いの定めをするときは、その支払いの時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法

- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

イ 下請契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 下請代金の額は、契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、課税事業者・免税事業者にかかわらず、消費税及び地方消費税相当分を契約額に計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積もり及び協議を行う等の適正な手順によること。

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を、下請代金の額とする下請契約を締結してはならない。(建設業法第 19 条の 3)

(2) 下請契約の誠実な履行

元請負人と下請負人は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結し、下請契約に定められた条項を誠実に履行しなければならない。

また、元請負人は次の各号を遵守するとともに、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約の関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を生じさせないように十分配慮しなければならない。

ア 不当な使用資材などの購入強制の禁止

元請負人は下請契約締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。(建設業法第 19 条の 4)

イ 下請代金の不当減額の禁止

元請負人は下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じてはならない。

ウ 検査及び引渡し

(ア) 元請負人は、請け負った建設工事が完成した旨の通知を下請負人から受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

(建設業法第 24 条の 4 第 1 項)

(イ) 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

(建設業法第 24 条の 4 第 2 項)

(3) 代金支払等の適正化

下請契約における元請負人から下請負人に対する請負代金の支払時期及び方法等については、次の各号を遵守すること。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者並びに運搬業者等についてもこれに準じた配慮をすること。

ア 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払いは、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120 日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 現金払約定の下、元請負人の都合により下請代金の支払いを現金払いから手形払に変更し、又は手形期間を延長するときは、当該手形の期日前現金化に係る手続き(割り引き)に要する費用及び増加費用は元請負人の負担とすること。

オ 元請負人は、一般の金融機関(現金又は貯金の受け入れ及び資金の融資を業とするものをいう。)による割り引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

カ 元請負人は、請負代金の出来高部分に対する支払又は工事完成後における支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった工事を施工した下請負人に対し、その支払額に相応する下請代金を、支払いを受けた日から1カ月以内でかつ、できる限り短い期間内に支払うこと。（建設業法第24条の3第1項）

キ 元請負人は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう、適切な配慮をすること。

ク 特定建設業者が元請負人となる下請契約（下請契約における下請負人が特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上である法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、当該特定建設業者が自身の請負代金を受領したか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人から引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。（建設業法第24条の6第1項）

ケ 建設工事の元請人は下請負人に対して、その建設工事に必要な資材を購入させる場合は、正当な理由がないのにもかかわらず、その建設工事の請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

3 適正な施工体制の確立

（1）施工体制の把握

直接請負人は、総合的な管理監督機能を担い、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有しており、その受注した建設工事について施工体制を常時的に把握し、下請負人に対して適切な指導等を通じて、建設業法等に基づく適正な施工の確保を図らなければならない。

直接請負人は、下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上になる場合、主任技術者に代えて監理技術者を配置するとともに、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置き、更に施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、公共工事において、下請契約がある場合は、その総額にかかわらず施工体

制台帳及び施工体系図を作成する必要がある、作成した施工体制台帳の写しを当市に提出し、かつ、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされている。(建設業法第 24 条の 8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。) 第 15 条)

ア 施工計画の立案

直接請負者は、技術者の配置や施工体制台帳等の要否の判断を的確に行うことができるよう、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関する概ねの計画を立案しなければならない。

イ 施工体制台帳の作成等(様式 1)

施工体制台帳及び施工体系図の作業義務を負う建設業者(以下、「作成建設業者」という。)は、当該工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容等を記載した「施工体制台帳」(様式 1 又はこれに準拠するもの。)を作成し、その写しを発注者に提出するとともに、これを工事現場ごとに備え置き、発注者が閲覧できるようにしておかなければならない。

ウ 施工体系図(様式 3)の掲示等

作成建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を記載した「施工体系図」(様式 3 又はこれに準拠するもの。)を作成しその写しを発注者に提出するとともに、これを工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

エ 下請負人に対する通知

下請契約を締結した下請負人に対して、下記の事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(ア) 作成建設業者の商号又は名称

(イ) 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業者及び許可を受けないで建設業を営む業者をいう。）に請け負わせたときは、「再下請負通知」をしなければならない。

（建設業法施行規則第 14 条の 3）

オ 再下請負通知書の作成等（様式 2）

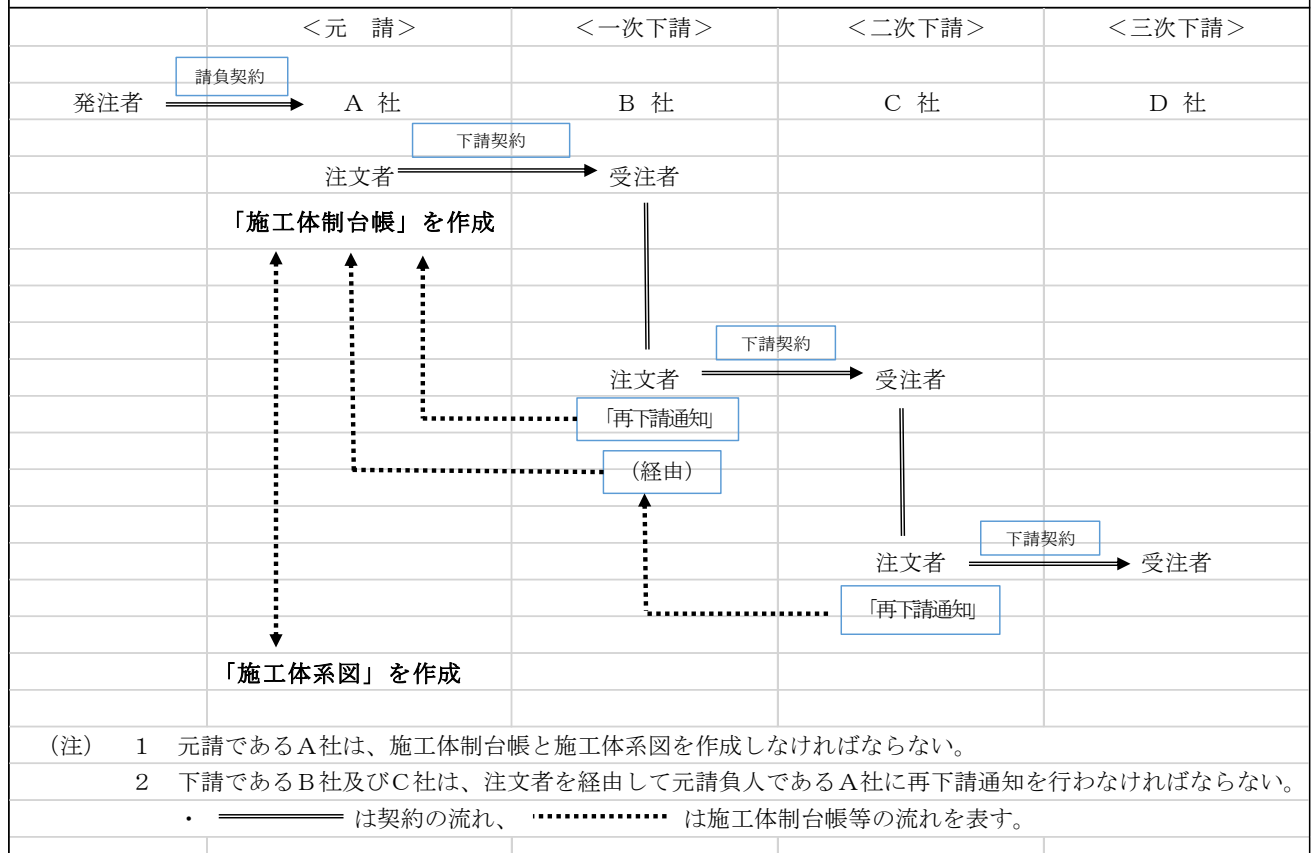
下請契約における受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容等を記載した「再下請負通知書」（様式 2 又はこれに準拠するもの。）を作成し、作成建設業者に対して通知すること。

カ 点検等

公共工事においては、作成建設業者は、発注者から主任技術者及び監理技術者の配置の状況その他の工事現場の施工体制が「施工体制台帳」に記載された内容に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。（入札契約適正化法第 15 条第 3 項）

なお、工事担当者は「下請契約点検票（様式 5）」により、適正な下請契約が締結されているか、施工体制台帳や下請契約書などについて点検しなければならない。

施工体制台帳等の作成イメージ図



（2）一括下請負の禁止等

請負人が自己の請け負った建設工事をそのまま一括して他人に請け負わせる「一括下請負」は、発注者の信頼に反するものであり、実際上の建設工事施工の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適切な施工を妨げるものである。

また、中間において不合理な利潤が取られる場合が多く、請負代金の増嵩、建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化等を招くおそれがあること、加えて、これを容認した場合、ペーパーカンパニー等の不良不適格業者の輩出を招き、健全な建設業の発展が阻害される懸念がある。

そのため、建設業法第22条において、次のように定められている。

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令に定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

しかし、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）第 14 条の規定に基づき、建設業法第 22 条第 3 項の規定は、適用しないこととされており、一括下請負は全面禁止である。

なお、元請負人がその下請工事に実質的に関与(元請負人自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいう。)していると認められる場合を除き、次の各号に該当する場合は「一括下請負」と判断されるものであること。

また、不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を生ずるので行わないこと。

ア 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。

(例) 下水道の管敷設工事を請け負い、管敷設工事の全部又は大部分を 1 業者に下請負させ、舗装復旧等主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合等。

イ 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。

- (例) 1 道路改良工事 2 km を請け負い、そのうち 500m について、施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を 1 社に下請け負いさせる場合。
- 2 戸建住宅 10 戸の新築工事を請け負い、そのうち 1 戸の建設工事を 1 社に下請け負いさせる場合。

(3) 技術者の適正な配置

建設業者は、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設工事の施工を確保するために、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者の適正な配置を図ることが必要であり、配置に当たっては、次の各号を遵守すること。

ア 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、主任技術者を配置し、施工管理及び施工技術の管理に努めること。(建設業法第 26 条第 1 項)

イ 直接請負人で、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が 4,500 万円(建築一式工事の場合は、7,000 万円)以上になる場合においては、監理技術者を配置し、施工管理及び施工技術の管理に努めること。

(建設業法第 26 条第 2 項)

ウ 建設業者は、公共工事等で工事代金の額が、4,000 万円(建築一式工事の場合は、8,000 万円)以上のものについては、専任(常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するもの。)の主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに配置すること。(建設業法第 26 条第 3 項)

エ 建設業者が、配置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、直接請負人が専任で配置しなければならない主任技術者又は監理技術者(工事の請負代金の額が、4,000 万円(建築一式工事の場合は、8,000 万円)以上のもの)については、入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であっ

て入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合に
あつては見積書の提出のあつた日)において引き続き3カ月以上の雇用関係が
ある者であること。

オ 建設工事の施工技術、施工管理に必要な知識等は、日進月歩で変化している
ことから、技術者の資質及び適正な工事施工を確保するためには、講習会等
を通じ、新たな技術、知識を付与する機会を設けること。

カ 特定専門工事（下請代金の合計額が4,000万円未満の、鉄筋工事・型枠工
事に限定する）の元請負人が置く主任技術者が、下請負人が配置すべき主任技
術者の職務を行う場合においては、その建設工事につき、下請負人は主任技
術者を置くことを要しない。

この場合、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種
類の建設工事に関し、1年以上指導監督的な実務経験を有すること。また、当
該工事の現場に専任で配置すること。

また、下請負人は主任技術者を置かない場合、当該工事を他者に請け負わせ
てはならない。

(4) 現場代理人の配置

公共工事においては、主任技術者又は監理技術者のほか請負契約の的確な履
行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事に関す
る一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項及び契約上の権利・
義務に関する事項）を処理するため、常駐の「現場代理人」を置かなければなら
ない。

なお、現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同一人が兼ねることができ
る。

(5) 下請負人からの意見の聴取

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作
業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞くこと。

（建設業法第24条の2）

4 建設労働者の雇用条件などの改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善などを図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定などを図りつつ、少なくとも次の①～⑰に定める事項について措置するものとする。

また、直接請負人は、建設労働者の雇用の改善などに関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施などの措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請負人が次の①～⑰に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、直接請負人以外の者は、上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

[雇用・労働条件の改善]

- ① 建設労働者の雇入に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇入に関する文書の交付を行うこと。
- ② 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の工事現場に常時 10 人以上の建設労働者を使用するものにあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ていること。
- ③ 賃金は毎月 1 回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- ④ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- ⑤ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には、十分配慮すること。

[安全・衛生の確保]

- ⑥ 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- ⑦ 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人に報告すること。

[福祉の充実]

- ⑧ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。

なお、下請負人の指導にあたっては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月4日国土交通省土地・建設産業局)に基づき行うこと。

- ⑨ 就業規則に退職金の制度に関する規定を設けるなど退職金制度を確立すること。

また、建設労働者を雇用する場合は、建設業退職金共済組合に加入し、労働者に対し退職金共済手帳を交付するとともに、雇用した日数に応じて掛金納付を行うこと。

なお、直接請負人は、下請負人に係る証紙についても一括購入し、現物交付を行うこと。

- ⑩ 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

- ⑪ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。
特に、常時使用するすべての建設労働者に対しては、雇入時及び定期的健康診断を必ず行うこと。

[福利厚生施設の整備]

- ⑫ 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。

- ⑬ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室など)の整備に努めること。特に、直接請負人は、これに努めること。

[技術及び技能の向上]

- ⑭ 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に

努めること。

[適正な雇用管理]

- ⑮ 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- ⑯ 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- ⑰ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

第2章 市工事における特例

1 日立市建設工事における受注者の提出書類

(1) 施工体制台帳及び施工体系図

入札契約適正化法第 15 条の規定に基づき、直接請負人は、その請負代金の額にかかわらず、下請契約がある場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体制台帳については工事現場に備え置き、施工体系図については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているところであるが、市工事においては、次の各号により提出すること。

なお、当該工事に係る下請負人において再下請がある場合は、下請負人から通知された再下請通知書の写しを施工体制台帳の写しに添付のうえ提出すること（第 1 章第 3 の（1）の「施工体制台帳等の作成イメージ図」を参考とすること）。

ア 提出の対象となる市工事

市と請負契約を締結した建設工事

イ 提出書類

(ア) 「施工体制台帳」(様式 1 又はこれに準拠するもの。)の写し

(イ) 「施工体系図」(様式 3 又はこれに準拠するもの。)の写し

(ウ) 発注者と締結した請負契約に係る契約書(写し)

(エ) 下請負人と締結した下請契約に係る契約書(写し)

(オ) 主任(監理)技術者及び専門技術者が資格を有することを証する書面、

及び、その者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面（雇用契約、健康保険証等）（写し）

（カ）再下請負通知書（様式2又はこれに準拠するもの。再下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写しを添付する。）（写し）

ウ 提出先

市の「各工事担当課長」とする。

エ 提出期限

契約締結後、遅滞なく速やかに。

オ 変更後の提出

記載事項に変更が生じた場合は変更後、遅滞なく速やかに。

（2）現場代理人及び主任・監理技術者等の選任通知

公共工事においては、直接請負人は、市に対し現場代理人及び主任・監理技術者等の選任の通知をしなければならないこととされている。

ア 通知の対象となる工事

市と請負契約を締結したすべての建設工事。

イ 通知すべき事項

（ア）現場代理人に関する事項

（イ）主任・監理技術者に関する事項

（ウ）専門技術者に関する事項

ウ 提出書類

「現場代理人及び主任(監理)技術者(補佐)選(改)任通知書」(様式第9号)

エ 提出先

市の「各工事担当課長」とする。

オ 提出期限

市と請負契約を締結した日から原則として7日以内。

カ 変更後の提出期限

提出事項に変更が生じた場合は、選任の日から5日以内に、上記ウ及びエに

より通知すること。

キ その他

配置される主任・監理技術者は、第1章第3の(3)の基準を満たす者でなければならない。

(3) 下請負通知

公共工事においては、直接請負人は、その請け負った建設工事を下請負人に施工させる場合には、下請負人に係る通知をしなければならないこととされている。

なお、市工事においては、次の各号により通知を行うこと。

ア 通知の対象となる市工事

市と請負契約を締結した、「請負金額に係らず、市が発注した全ての建設工事」

イ 通知の対象となる下請工事

直接請負人は、下請金額に係わらず、市から「下請負通知書」の提出要求があった場合には、施工体制台帳と合わせて提出する。

ウ 通知様式

「下請負通知書」(様式第8号)

エ 通知先

市の「各工事担当課長」とする。

オ 提出期限

市から提出要求があった場合、市と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請契約に係るものは契約締結日から10日以内とする。

(4) 建設業退職金共済組合に係る掛金収納状況の報告

公共工事においては、建設業退職金共済組合の円滑な運用を図るため、請負人が負担する掛金相当額を発注工事費の中に含めている。

市においては、その適正な履行を期するため、直接請負人から、掛金収納状況の報告を求めることとしており、報告にあたっては、次の各号により行うこと。

ア 報告の対象となる工事

市と請負契約を締結した1件の請負代金額が500万円以上の建設工事。

イ 通知様式

建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(様式6)

ウ 報告先

市の「各工事担当課長」とする。

エ 通知期限

市と請負契約を締結した日から30日以内。

以 上